

国民健康保険加入者へ

# 高額介護合算療養費支給申請がはじまりました

多久市の国民健康保険（または佐賀県後期高齢医療制度）加入者で、佐賀中部広域連合の介護保険加入者のうち、高額介護合算療養費の支給対象となった人には、12月中旬ごろ多久市（または佐賀県後期高齢医療制度）から通知書を送付します。なお、通知

がなくても、高額療養費の医療保険・介護保険自己負担分を支払った人は支給対象となります。問い合わせください。

## ◎高額介護合算療養費とは

1年間（8月～7月）の医療保険と介護保険の自己負担額の合算が著しく高額になる場合、その負担を軽減するために「高額介護合算療養費制度」が設けられています。

医療保険と介護保険の自己負担分の合算額が今年度から一部変更となっています。

■自己負担限度額表

加入保険・年齢 所得区分		国民健康保険 + 介護保険70歳未満		国民健康保険 + 介護保険70～74歳	後期高齢者医療 + 介護保険75歳以上
		上位所得者・ 現役並み所得者	901万円超	212万円	67万円以上
	600万円超 901万円以下	141万円			
一般	210万円超 600万円以下	67万円	56万円以上	56万円以上	
	210万円以下	60万円			
住民税 非課税	低所得者Ⅱ	34万円		31万円以上	31万円以上
	低所得者Ⅰ			19万円以上	19万円以上

問い合わせ 市民生活課 保険年金係  
佐賀県後期高齢者医療広域連合  
☎ 75-1215  
☎ 64-18476

※超えた額が500円未満の場合は支給されません。

## ◎他の医療保険（協会けんぽ・健保組合・共済等の職場の保険）加入者

加入されている医療保険者への申請となります。詳しい申請方法等は、基準日（7月31日）に加入している医療保険者に問い合わせください。その際に介護保険の「自己負担額証明書」が必要ですので、まず「自己負担額証明書」の交付申請を行ってください。「自己負担額証明書」は、発行に約1か月かかります。

## ◎介護保険の自己負担額の発行申請先

佐賀中部広域連合および多久市福祉課、または郵送で受け付けています。

■問い合わせ 〒840-0826 佐賀市白山二丁目1番12号  
佐賀中部広域連合 給付課 ☎40-1134



自然食レストラン 花ごよみ

**10月1日 土**

ご予約お待ちしております

**新規オープンしました!**

ランチメニュー 花ごよみご膳 2,000円  
お気軽にお越しください (季節ごと、食材によってメニューの変動がございます。)

要予約 花の膳 3,000円 風の膳 4,000円 月の膳 5,000円

広告



自然食レストラン 花ごよみ

佐賀県多久市多久町1812番地  
TEL・FAX 0952-37-5288  
営業時 / ランチ 11:00～15:00  
毎週火曜日(祭日の場合翌日)  
定休日